

厚生省の妨害防止の通知

当会からの要望を受けて厚生省から次のとおり妨害防止の周知徹底を図るため通知が出
されました。

事 務 連 絡

平成12年11月8日

都道府県

各 指定都市 児童入所施設措置費担当者 殿

中核市

厚生省児童家庭局家庭福祉課措置費係

児童入所施設措置費の医療費の取扱いについて

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平
成11年4月30日厚生省発児第86号)及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等
国庫負担金について」通知の施行について」(平成11年4月30日児発第416号)によ
り取り扱われ、従来から柔道整復師の施術に係る療養費(以下「柔道整復療養費」と
いう。)についても、医療費の対象としているところである。

一方、柔道整復療養費の受領委任の取扱いについては、先般、国民健康保険法等の
一部を改正する法律の主旨等を踏まえ、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平
成11年10月20日老発第682号保発第144号)が本年1月1日より適用され、その適
正な制度運用がより一層図られたところである。

児童入所施設措置費に関しては、各都道府県等において国民健康保険法等の取扱い
等を踏まえ、柔道整復療養費の自己負担分を受領委任での支弁として取り扱われて差
し支えない。